

# アジア拠点化・対日投資促進プログラム（案）

平成23年12月16日  
アジア拠点化・対日投資促進会議

## 基本理念

### （我が国の立地競争力の再生へ）

急速な円高等により、我が国の立地競争力が大きく損なわれている。加えて、世界各国は国を挙げて立地競争力を強化し、海外企業の誘致を行っており、我が国の成長を支える企業の海外流出が加速度的に進むおそれがある。こうした中、法律や規制等を戦略的かつ積極的に見直し、我が国の投資環境を国内外の企業にとって魅力あるものとし、立地競争力を再生することが喫緊の課題となっている。

### （対日投資の促進が再生の鍵）

対日投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源が流入することにより、我が国の生産性の向上や雇用の創出に貢献する。さらに、中長期に渡る対日投資の流入は、人口減少社会に直面する我が国の潜在成長率を高め、持続的な経済の成長と雇用の拡大に寄与することが期待される。同時に、将来の経常収支の赤字化を懸念する声もある中で、対日投資の増加を通じた資本流入の促進は、重要性が一層増している。

### （新成長戦略の実現に向けて）

このような認識に立ち、本プログラムでは、対日投資の促進を目標として、世界レベルで魅力ある事業・生活環境の整備等に係る施策をとりまとめることとした。「新成長戦略<sup>1</sup>」及び「日本再生のための戦略に向けて<sup>2</sup>」等に位置づけられているように、成長著しいアジア等の成長力を取り込み、我が国経済を活性化させていく。

### （アジア拠点として日本を再生）

このため、アジア拠点化推進施策などにより、我が国が持つ強みを活かしつつ、知的集積度の高いアジア地域統括拠点や研究開発拠

---

<sup>1</sup> 平成22年6月閣議決定。

<sup>2</sup> 平成23年8月閣議決定。

点等の高付加価値拠点を重点的に呼び込む。また、高いレベルの経済連携を推進するなどして、ヒト・モノ・カネの流れを加速させ、継続的かつ安定的な対日投資を増やして雇用を着実に創出していく。

### (世界に雄飛する日本の実現)

以上の観点から、本プログラムでは、 のとおり投資の“質”を重視した 2020 年までの目標を 3 つ設定する。そして、この 3 つの目標を達成するために、 のとおり柱を 5 つ設定し、これらの柱に基づいて重点的に取組を進めていく。

### (未来に向けた創造的イノベーション)

これまで様々な規制が対日投資の阻害要因となっていると指摘されてきたが、累次のプログラム<sup>3</sup>による取組の結果、一定の改善が図られてきた。また、海外投資家に対する情報提供など、投資サポート体制の充実も図られてきた。そこで、これまでの取組を踏まえ、本プログラムを着実に実行するとともに、引き続き対日投資を促進するための課題を検討し、継続的に我が国の立地環境を世界レベルで魅力あるものとするよう努めていく。

## 3 つの目標

本プログラムは、2020 年までに達成すべき目標として、以下の 3 つの目標を設定し取り組んでいく<sup>4</sup>。

### 1) 高付加価値拠点の増加

この目標は、国内の高付加価値拠点（アジア地域統括拠点及び研究開発拠点）について、2009 年度末時点で約 500 拠点のところ、年間 30 件の誘致を行って増加させていくものである<sup>5</sup>。

### 2) 外資系企業による雇用者数倍増（75 万人⇒200 万人）

この目標は、外資系企業（外資比率 3 分の 1 超）の雇用者数について、2006 年時点で約 75 万人のところ、2020 年に 200 万人まで拡大していくものである<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 過去の累次のプログラムとしては、「対日投資促進プログラム」（2003 年対日投資会議決定）及び「対日直接投資加速プログラム」（2006 年対日投資会議決定、2008 年対日投資有識者会議改定）がある。

<sup>4</sup> 3 つの目標については、「新成長戦略」において、閣議決定済みである。

<sup>5</sup> 経済産業省「外資系企業動向調査」を活用する。

<sup>6</sup> 総務省「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」を活用する。（2009 年時点で約 86 万人となっている。）

### 3) 対日直接投資倍増

この目標は、世界の経済環境や日本経済の成長等を踏まえ、適切な指標を設定して具体化していくことが必要であり、年明け以降、具体化のための検討を行っていく。

## 5つの柱

本プログラムは、政府として取り組む個別の施策を、次の5つの柱に基づき整理した。

- 1) 投資を促進するため収益性を向上
- 2) 投資を呼び込むため特区制度等を活用
- 3) 投資環境の整備と投資サポート体制を構築
- 4) 投資先での生活環境をより暮らしやすく
- 5) 投資を歓迎する情報発信の充実

今後、本プログラムについて、P D C A<sup>7</sup>に立脚した進捗管理を行っていく。

---

<sup>7</sup> Plan (計画) Do (実施・実行) Check (点検・評価) Act (処置・改善)

## 5つの柱と主な具体的施策

5つの柱ごとに、主な具体的施策を以下のA～Cの3つのカテゴリーに分類している。

- A：既に取り組が行われている施策
- B：今後取組を行うことが既に決定されている施策
- C：具体的な検討を進めて今後実施していくべき課題

### 1) 投資を促進するため収益性を向上

#### <ポイント>

内外無差別の立地補助金やグローバル企業への法人税負担軽減制度の創設など、補助金や税制などのインセンティブ措置を強化することにより、我が国の立地競争力を高め、世界水準の投資環境を整備し、積極的に企業誘致を展開する。

#### <A：既に取り組が行われている施策>

- A①平成 22 年度補正予算において「アジア拠点化立地補助金（20 億円）」を創設し、グローバル企業による高付加価値拠点の立地に対する支援を開始。英語での補助金申請を認め、5 社を採択。【経済産業省（ジェトロ）】

#### <B：今後取組を行うことが既に決定されている施策>

- B①平成 22 年度に引き続き、平成 23 年度予算において「アジア拠点化立地補助金（5 億円）」を措置し、英語での補助金申請を認め、年内に採択予定。【経済産業省（ジェトロ）】
- B②平成 23 年度補正予算において措置された「立地補助金（総額 5000 億円）」について、高付加価値分野における生産・研究開発拠点の立地を内外無差別で支援する。【経済産業省】
- B③雇用等を創出するグローバル企業の研究開発拠点やアジア本社といった高付加価値拠点の誘致に向けて、認定企業に対して法人税の負担軽減等を図るため、アジア拠点化推進法案の成立を目指す。【経済産業省（財務省）】
- B④平成 23 年度税制改正法に盛り込まれた法人実効税率の 5%引下げを平成 24 年度から実施し、同時に実施する復興のための法人税付加税が終了する 3 年後以降、企業の税負担を軽減する。【財務省、経済産業省】
- B⑤アジア拠点化推進法の早期成立（B③）、立地補助金の継続的措置・拡大（B①、B②）等を通じ、高付加価値分野におけるグローバル企業に対する支援を充実させることにより、年間 30 件の高付加価値拠点を呼び込む。【経済産業省】

< C : 具体的な検討を進めて今後実施していくべき課題 >

C①国内での企業活動を活性化させ、雇用の維持・拡充を図っていくことが重要な課題であり、「新成長戦略」を実現し、日本の再生につなげていくために、税制を主要な政策手段の1つとして適切に活用していく。【財務省】

## 2) 投資を呼び込むため特区制度等を活用

<ポイント>

総合特区制度（国際戦略総合特区、地域活性化総合特区）や「環境未来都市」構想、復興特区制度を活用することにより、国内外からの投資を呼び込む。これらの特区制度等の取組により、地方自治体と有機的に連携し、地域における雇用創出につなげる。

< A : 既に取り組が行われている施策 >

A②構造改革特区の規制の特例措置に関する提案を受け付け、優秀な外国人研究者の受入れ円滑化等の取組を行う構造改革特区の認定を行っている。また、地域再生の支援措置に関する提案を受け付け、地域再生計画の認定を行っている。【地域活性化統合事務局】

< B : 今後取組を行うことが既に決定されている施策 >

B⑥我が国産業の国際競争力の強化や地域の活性化のため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置を大胆に講じる国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区について、第1次の指定を年内を目途に行う。特に、外国企業の集積を促進する国際戦略総合特区については、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、5カ所程度を目安として指定する。年明けからは、指定地方公共団体と「国と地方の協議会」において速やかに協議を進め、地方公共団体の総合特区計画を幅広く認定し、事業を随時開始していく。【地域活性化統合事務局（財務省）】

B⑦未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」について、年内を目途に対象都市の選定を行う。年明けからは、具体的な事業を開始し、都市間ネットワークも活用して、国内外からの投資を集約し、成功事例の創出を図る。【地域活性化統合事務局（関係府省庁）】

B⑧東日本大震災からの復興に当たって、世界の英知を結集し「開かれた復興」として、地域の創意工夫を活かしつつ復興への取組を促すため、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置をワンストップで総合的に運用する復興特区制度を創設し、今年度より、復興推進計画の認定を開始する。復興特区制度の下、新たに立地した新設企業に対し法人税を5年間無税とする等の措置を講ずることにより、国内外からの投資を呼び込む。【復興対策本部事務局（財務省）】

### 3) 投資環境の整備と投資サポート体制を構築

#### <ポイント>

ヒト・モノ・カネの流れを増加させるため、グローバル人材の育成や最先端の研究・教育拠点の整備、空港や港湾などの社会資本の整備などにより、人流・物流の効率化・円滑化を進める。また、対日直接投資の阻害要因となっている規制等の見直しを継続的に行う。

さらに、関連行政手続きの透明性及び情報アクセスの利便性を高めるとともに、行政の英語化の取組を進める。

#### <A：既に取り組が行われている施策>

- A③企業の立地や投資の障壁を除去し、国内外の企業の負担を軽減するため、「企業立地促進総合プラン」を推進。【経済産業省】
- A④「対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」を活用した外国企業の投資サポート体制を構築。専属スタッフや税務、労務アドバイザーが拠点設立に係るコンサルテーションを実施。HPに「地域進出支援ナビ」を開設するなど、対日投資に係る情報を英語で提供。【ジェトロ】
- A⑤我が国の成長を支えるグローバル人材の育成とそのような人材が活用される仕組みを構築するべく、日本人学生等の海外交流 30 万人、外国人学生の受入れ 30 万人の達成に向けた戦略的な取組、大学の国際化、英語教育の充実等を推進。また、世界の企業や人を惹きつける最先端の研究・教育拠点を整備。【文部科学省】
- A⑥ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備や、外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備を行うなど、内外に開かれた公正・透明で活力ある質の高い金融資本市場の構築に向けた施策を着実に推進。【金融庁】
- A⑦国際的な人流・物流の効率化に向けて、新成長戦略に基づき、成田空港・羽田空港の年間発着枠を拡大するための取組を着実に進めるとともに、平成 22 年に国際コンテナ戦略港湾を、平成 23 年に国際バルク戦略港湾を選定し、社会資本としての空港・港湾機能を選択と集中により強化。羽田空港では、平成 22 年に国際定期便が 32 年ぶりに本格的に就航。【国土交通省】
- A⑧首都圏空港を含めたオープンスカイの枠組みの構築を、アジアを最優先に推進し、これまで韓国、シンガポール、マレーシア等と合意。【国土交通省（外務省）】
- A⑨我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進のため、ビジネスジェットの受入環境の整備を推進。【国土交通省】
- A⑩平成 20 年 10 月に観光庁が発足し、ビジット・ジャパン事業、国際会議、展示会等ビジネス機会の創出につながる M I C E<sup>8</sup>の誘致・開催促進等を官民で強力的に推進。【国土交通省】

<sup>8</sup> MICE とは、Meeting(企業等の会議)、Incentive(企業等の行う報奨・研修旅行)、Convention(国際会議)、Exhibition/Event (イベント、展示会・見本市)の総称。

<B：今後取組を行うことが既に決定されている施策>

- B⑨アジア拠点化に資する案件等に加え、知的集積度の高い産業分野であるライフサイエンス分野、情報通信分野、エネルギー・環境分野等の高付加価値分野など、経済波及効果の高い分野の外国企業の誘致に重点的に取組むことにより、重点案件に対する支援企業数を年平均 600 社以上とする。【JETRO】
- B⑩外国企業が対日投資を行う際に必要となる登記、税務、労務の申請等に関する行政手続について、手続を所管する関係府省庁と連携してワンストップサービスを更に強化する。また、外国企業による国内視察機会の提供、マッチングなどソフト面のサービスを充実させる。さらに、地方公共団体における優遇措置等に関する情報共有を密に行うとともに、首長のトップセールスの機会等を活用し、国・JETROと地方公共団体とが一体的に誘致活動を行う。【JETRO（関係府省庁）】
- B⑪組織再編成（三角合併等を含む）に係る課税繰り延べ要件について、更なる透明性の向上の観点から、事前照会に引き続き適切に対応するとともに、照会のあった事例のうち予測可能性に資するものを質疑応答事例として公表する。【財務省】
- B⑫国際的にも透明性の高い契約ルールの整備を図るため、経済のグローバル化等を踏まえ、2013 年初めまでに民法改正の中間試案をまとめる。【法務省】
- B⑬高度人材の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入する。【法務省（厚生労働省、経済産業省）】
- B⑭法務大臣の私的懇談会である「訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政検討会議」における出入国管理行政の在り方の検討の中で関係団体や地方の意見を聞きながら、短時間で円滑かつ厳格な審査を確実に実施できる将来の出入国審査の方法等について検討を進め、実施可能な施策から随時措置する。【法務省】
- B⑮査証審査の厳格化・迅速化により、効率的な外国人受入環境の整備（査証審査体制強化）を図るための関係省庁との技術的な情報ネットワーク整備を来年度までに進める。【外務省】
- B⑯首都圏空港を含めたオープンスカイの枠組みの構築を、今後も引き続きアジアをはじめとする世界の各国・地域へと拡大し、国際航空ネットワークの一層の拡充を図る。【国土交通省（外務省）】
- B⑰「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、高いレベルの経済連携を戦略的かつ多角的に進める。【外務省、経済産業省、財務省、農林水産省（関係府省庁）】
- B⑱平成 20 年度に策定した「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」を着実に実施するとともに、審査手続の明確化等医薬品及び医療機器の審査手続の見直しについて、今年度中に検討し、結論を得て随時実施する。【厚生労働省】

< C : 具体的な検討を進めて今後実施していくべき課題 >

- C② 翻訳整備計画に基づき、法令の英訳を着実に進める。さらに、外国企業等が我が国で活動しやすくなるよう、許認可等の行政手続の英語化に係るベストプラクティスを共有し、行政の英語化を実施していく。また、外国企業の事業活動に係る許認可等の審査等に当たる職員に対し、語学能力向上を図るための研修等を実施していく。【全会議出席府省庁等】
- C③ 内外に開かれた公正・透明で活力ある質の高い金融資本市場の構築に向けた施策を着実に推進する。【金融庁】
- C④ 中小企業基盤整備機構において、国内ベンチャー企業振興に寄与する投資事業有限責任組合への海外資本からの出資を促進するための方策について検討する。【経済産業省】
- C⑤ 「グローバル人材育成推進会議」等において議論を進め、グローバル人材の育成を図るための体制整備等を推進する。【内閣官房(文部科学省、外務省、厚生労働省、経済産業省)】
- C⑥ 訪日外国人旅行者数について、海外プロモーションを高度化するとともに、訪日外国人旅行者の受入環境整備を図ることなどにより、将来的に3,000万人の達成を目指す。合わせて、ビジネス機会の創出につながるMICEについても効果的なプロモーション、マーケティングの強化等を通じて誘致・開催を推進し、MICE開催数を拡大する。【国土交通省】

#### 4) 投資先での生活環境をより暮らしやすく

<ポイント>

生活に欠かせない教育、医療等について、より暮らしやすい環境を実現する。また、効率的な外国人受入環境を整備することにより、外国人の利便性を向上させる。

< A : 既に取り組が行われている施策 >

- A⑪ 研究環境の国際化、優れた外国人研究者の受け入れを推進するとともに、在留する外国人が生活者として我が国の生活環境に円滑に適応するため、外国人児童生徒の母国政府との協議会の運営、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学促進等を実施。また、国際理解教育等を推進することにより、外国人に対するホスピタリティを向上させていく。【文部科学省】
- A⑫ 国際医療交流を目的に訪日する外国人に加え、ビジネス等で来日した外国人や、日本に在住する外国人が、安心して医療機関を受診できる環境を整備していく。【厚生労働省】
- A⑬ 医療通訳を行う医療言語人材を育成すること等により、円滑な外国人患者の受け入れ推進体制を整備。【経済産業省】

< B : 今後取組を行うことが既に決定されている施策 >

- B⑱外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、『生活者としての外国人』に関する総合的対応策の進捗状況をフォローアップする。また、必要に応じて、見直しを行う。【内閣官房（関係府省庁）】
- B⑳日系定住外国人施策推進会議が本年3月に策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」に基づいた取組を進める。また、必要に応じて、見直しを行う。【内閣府（関係省庁）】
- B㉑「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」の開催等を通じて在留外国人の諸問題について検討を進め、必要な対策を講じていく。2012年3月には、「東日本大震災と外国人政策」をテーマに「平成23年度外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催する。【外務省】
- B㉒今年10月から開催した「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査研究委員会」における検討を踏まえ、インターナショナルスクールの各種学校設置認可の弾力的な扱いを促進するため、今年度中に都道府県に対して通知する等、措置を講じる。【文部科学省】
- B㉓新しい在留管理制度の導入に伴う在留期間の上限の伸長、みなし再入国許可制度の導入等により外国人の利便性を向上させる（改正入管法が平成24年7月施行予定）。【法務省】

< C : 具体的な検討を進めて今後実施していくべき課題 >

- C⑦我が国の研究環境の国際化推進を図るとともに、ポイント制の導入の状況を踏まえつつ、高度人材にとって魅力ある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等を検討する。【文部科学省、内閣府（法務省、厚生労働省、経済産業省）】

## 5) 投資を歓迎する情報発信の充実

<ポイント>

我が国が対日直接投資を歓迎している姿勢を明確に示すとともに、政府が先頭に立って我が国の立地環境の魅力をPRする。さらに、風評被害を払拭しつつ安心・安全を諸外国に強く印象づけ、東日本大震災からの「開かれた復興」を目指す。

< A : 既に取組が行われている施策 >

- A⑭在外公館やジェトロの海外事務所を通じた我が国の魅力を発信するとともに、外国企業と国内企業のマッチング等を支援。【外務省、経済産業省、ジェトロ】
- A⑮国内外でのセミナーや海外の展示会の場で日本の復興の状況に関する情報提供を行ってきた。【ジェトロ（関係府省庁）】

< B : 今後取組を行うことが既に決定されている施策 >

- B ②④ 内閣府対日直接投資推進室のHPを今年度中にリニューアルするとともに、ジェトロのHPをより充実させることにより、関係府省庁等の関連ページとの間で相互にリンクさせ、我が国の立地環境の魅力を総合的にPRする。【内閣府、ジェトロ（関係府省庁）】
- B ②⑤ 対日投資促進の意義を伝えることにより、外資及びM&Aへの国民理解を一層増進するため、地方シンポジウムを毎年1回以上開催する。【内閣府（経済産業省、ジェトロ）】
- B ②⑥ 対日投資を歓迎する姿勢を内外に示すため、国際会議や海外出張等の場を活用し、「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」をPRする。また、在外公館やジェトロの海外事務所を積極的に活用して、恒常的なPR活動を実施する。【外務省、経済産業省、ジェトロ】
- B ②⑦ 海外で開催される展示会や国際会議等を通じ、震災後の我が国のビジネス環境に関する正確な情報発信を行うとともに、我が国への誘致を促進する。【経済産業省、ジェトロ】
- B ②⑧ 「開かれた復興」として、復興支援・観光促進のため、中国及び韓国からの復興支援ミッションの受入れなどによる日中及び日韓の連携を強化する。【外務省】
- B ②⑨ コンテンツ特区におけるロケ誘致などを通じて「クールジャパン戦略」を推進し、アジアのヒト・モノ・カネを呼び込み、地域資源や観光資源を活かした地域経済の活性化につなげる。【経済産業省】

< C : 具体的な検討を進めて今後実施していくべき課題 >

- C ⑧ 外国企業等が我が国で活動しやすくなるよう、関係府省庁等ホームページによる情報発信を含む徹底的な英語での情報提供を実現するため、ベストプラクティスを共有し、質的にも量的にも改善していく。【全会議出席府省庁等】
- C ⑨ 東日本大震災からの「開かれた復興」を実現するため、復興事業についての情報を内外に積極的に発信する。【復興対策本部事務局】